

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和6年12月16日（月） 午前10時00分 ～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 議案審査（説明～質疑）

【市立病院】

（1）第5号議案 令和6年度亀岡市病院事業会計補正予算（第1号）

【こども未来部】

（1）第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）

（2）第8号議案 かめおか乳幼児教育センター条例の制定について

【環境先進都市推進部】

（1）第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）

～ 昼休憩 ～

【健康福祉部】

（1）第1号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）

（2）第2号議案 令和6年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算
（第2号）

（3）第15号議案 ふれあいプラザに係る指定管理者の指定について

3 討 論～採 決

4 陳情・要望について

（1）令和6年度国民健康保険に関する要望書について

5 議会だよりの掲載事項について

6 行政報告

【こども未来部】

(1) 第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画の策定について

【環境先進都市推進部】

(1) リユースサービス「おいくら」との連携について

【市民生活部】

(1) 課税資料の取り扱い及び収納事務について

7 その他

「かめおか乳幼児教育センター」の役割と主な実施内容について

主な課題

【全体】

- ・関係機関が連携しながら支援を行う体制やしくみが必要

【乳幼児教育】

- ・指針・要領に沿った保育の質の見直し
- ・乳幼児施設から小学校へ接続するための情報連携が不十分

【発達支援】

- ・小学校や乳幼児施設における支援の必要な子どもへの対応
- ・臨床心理士が確保できず、園巡回が不十分

かめおか乳幼児教育センター

施設類型を超え、乳幼児施設、小学校、福祉施設等、子どもに関わる機関の連携や交流を推進する。

【役割】

①乳幼児施設・小学校・福祉施設との連携や交流

②指針・要領に基づいた乳幼児教育・保育の質の向上

③乳幼児期と小学校期のスムーズな接続と連携

④一人ひとりの子どもの育ちに合った支援や相談

⑤乳幼児期の保護者・保育者等への支援

【主な実施内容】

○乳幼児施設・小学校・福祉施設との連携・交流
○各種情報の発信

○乳幼児教育に関する研修・研究
○各園の研修支援
○保育内容についての相談窓口

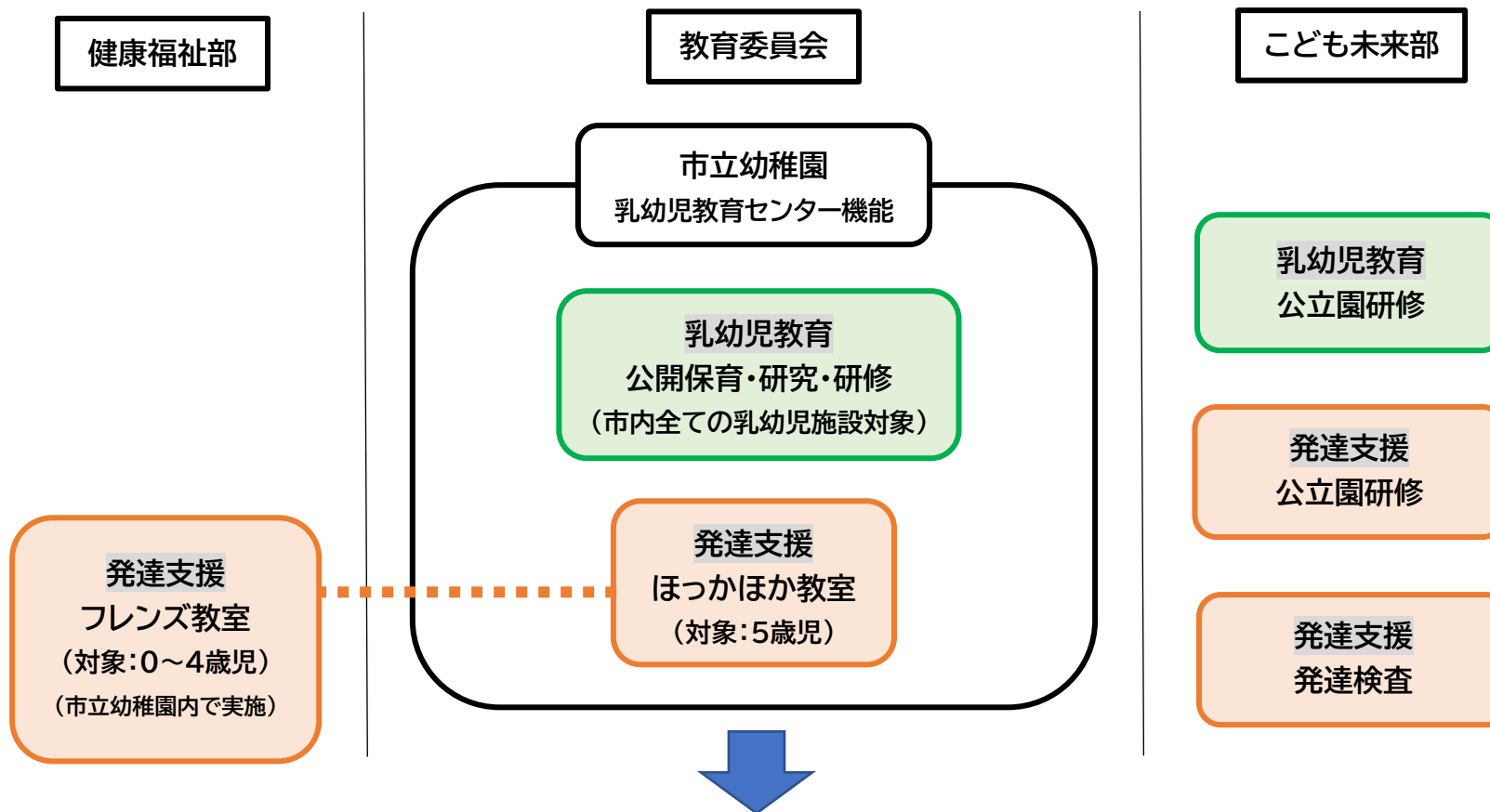
○小学校との接続に関する研修
○保幼小交流会

○園訪問・園支援
○ほっかほかフレンズ教室
○発達検査

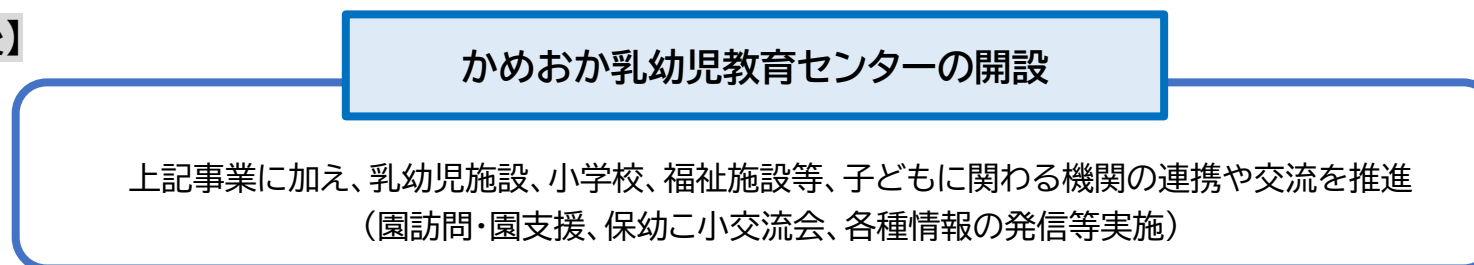
○子育て講座
○相談事業

かめおか乳幼児教育センター開設に係る現状と今後について

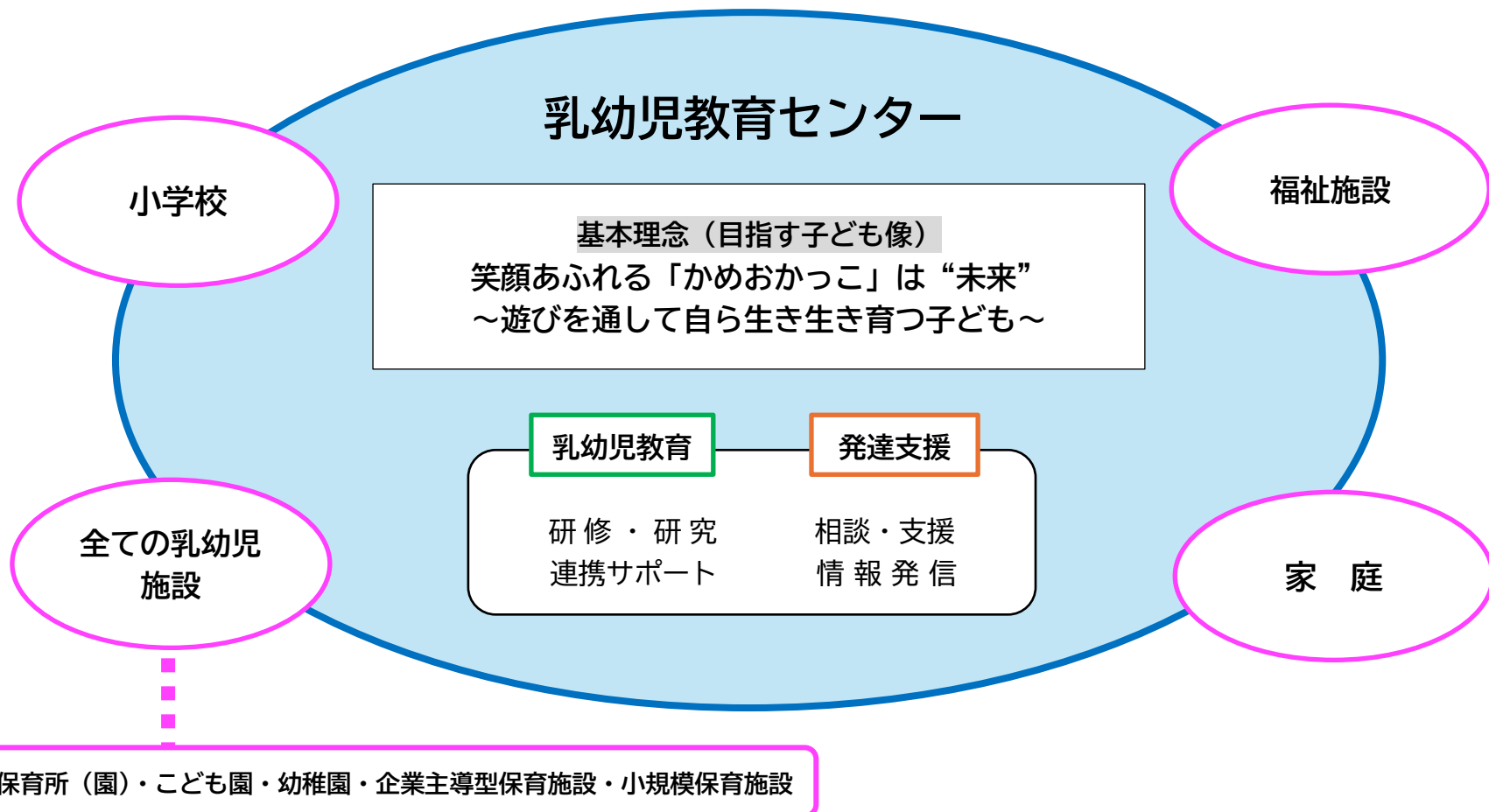
【現 状】



【今 後】



かめおか乳幼児教育センター 連携イメージ



かめおか乳幼児教育センター 構想

【センターの役割】

- ①乳幼児施設・小学校・福祉施設との連携や交流
- ②指針・要領に基づいた乳幼児教育・保育の質の向上
- ③乳幼児期と小学校期のスムーズな接続と連携
- ④一人ひとりの子どもの育ちに合った支援や相談
- ⑤乳幼児期の保護者・保育者等への支援

【センターが 目指すもの】

3つの
「With」
共に感じ
共に考え
共に創る

基本理念（目指す子ども像）
笑顔あふれる「かめおかっこ」は“未来”
～遊びを通して自ら生き生き育つ子ども～

共通認識「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」

【研修・研究】

乳幼児教育に関する研修・研究 小学校との接続に関する研修

- ◆子どもの権利が守られながら、主体性を発揮できる遊び環境を考える。
- ◆”3つの資質能力“”主体的・対話的・深い学び“について考えあい、”子どもが主役“の保育を探る。
- ◆乳幼児期と小学校期が段差なく“子どもが主役”でつながるよう、乳幼児期の遊びやスタートカリキュラムを考えあう。互いの学びを交流し保育に活かす。

- ・講座
理論（主体的・対話的・深い学び）
実践（運動・絵画・音楽など）
- ・交流会
- ・公開保育
- ・保幼小接続研修
（全て保育課・公立園）

【相談・支援】

保育内容についての相談窓口 研修支援

- ◆各園（所）の希望により、課題を共に考えるために園訪問し保育内容の充実を図る。
- ◆各園（所）がもつ課題に対して実施する園内研修や講師紹介などの支援をする。

- ・園訪問（ニーズ、希望調査）**新規**
- ・各園の研修支援 **新規**
- ・京都府アドバイザー事業の推進（保育課・公立園）**充実**

【連携サポート】

小学校とつながる 家庭・地域とつながる

- ◆小学校と学び合い、互いの教育を理解し、子どもにとっての“学び”を共に探る。「子どもにとって段差がない接続」「子どもが段差を感じない接続」を探る。
- ◆ふるさと亀岡の歴史文化、行事に関わり“人・物・事”と出会い、ふるさとの豊かさを感じる。

- ・保幼小 交流会 **新規**
- ・リサーチセンター研修の窓口（保育課・公立園）

【情報発信】

乳幼児教育に関する情報発信 人材確保に向けた情報発信

- ◆各研修や乳幼児教育に関する情報を発信する。
- ◆各園（所）の研修開催や他機関の研修案内などの情報を発信する。
- ◆人材を確保するための情報を発信する。

- ・研修講座・交流会・公開保育研究会の報告 **新規**
- ・国や府の研修報告 **新規**
- ・各種情報を発信（保育課・公立園）

乳幼児教育

発達支援

特別支援保育に関する研修 子育て講座

- ◆一人ひとりの発達や個性を見つめ、支援の在り方を学び合う。
- ◆発達、育ち、就学に向けてなど分野別研修を実施する。

- ・講座（学校教育課）
就学について
発達について
- ・公立園研修と共催（保育課・公立園）
- ・リサーチセンター特支研と共催（保育課・公立園）

「ほっかほかフレンズ教室」＋ 保護者ペアトレーニング 発達検査 園訪問

- ◆個々の育ちを見つめた個別計画を基にして少人数でのSSTをし自己肯定感を育む。
- ◆子どもの暮らしの場である在籍園に訪問し、暮らしの中での育ちを見つめ、共に考えあう場とする。個々の育ちや特性に合った保育内容について、個の育ちと集団とのつながりについて考えあう。

- ・ほっかほかフレンズ教室
週1日 ほっかほか教室（学校教育課）
週3日 フレンズオープンディ（障がい福祉課）
- ・相談事業（障がい福祉課）
- ・発達検査（こども家庭課）**充実**
- ・園訪問 園支援 **新規**

乳幼児施設との連携 小学校との連携 保健センターとの連携 福祉施設との連携

- ◆乳幼児施設や小学校と連携をもち、子どもの在籍園、就学先で自分らしく遊び学べる支援をする。

- ・保護者交流会（学校教育課）
- ・各園との連携・訪問（こども家庭課）
- ・小学校との連携・訪問（学校教育課）
- ・保健センター事業との連携（こども家庭課）
- ・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所との連携（障がい福祉課）
- ・保育所等訪問支援サービスの活用（障がい福祉課）

発達支援に関する情報発信

- ◆各研修の報告や乳幼児教育、発達支援に関する様々な情報を発信する。

- ・研修報告などの情報発信 **新規**
- ・各種情報を発信 **新規**

令和6年12月議会

環境市民厚生常任委員会 説明資料

○第15号議案

ふれあいプラザに係る指定管理者の指定について

指定管理者申請書概要＜令和7年度更新施設＞（環境市民厚生常任委員会資料）

施設名	指定管理 候補者	申請内容							
		管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対するサービスの向上	施設の効果的な活用	管理経費の縮減	施設の適切な維持管理	施設の適切な運営	指定管理者に求める役割
ふれあいプラザ	社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会	専任職員の配置により、適正な施設管理・運営を行い、当該施設の設置目的である世代間の交流を通じて各事業を推進することにより、互いに支え合いいきいきと暮らせる市民参加のまちづくりを進める。 さらに、子育て支援拠点施設として、子育てに関する支援事業を推進するとともに、地域福祉の推進等を図ることを基本方針とする。	施設利用については、ふれあいプラザ条例第5条各号に規定される場合を除き、誰もが同じ条件で自由に利用できる施設としており、一部の利用者に対して制限を加えるなど不当となるような利用制限及び利用上不適当な優遇は一切行わない。 また、事業の実施にあたって、亀岡市民全体を対象に広く事業を展開する中においても、平等な利用の確保に努める。 障がいのある人への合理的配慮については、車椅子のまま利用できる高さのテーブルの設置やスペースの確保、受付カウンターには筆談ボードを設置する等してコミュニケーションの確保に努めている。	社協広報紙及びホームページに所在場所を掲示し、周囲に案内表示を設置するなど、利用者の利便性向上に努めており、今後、さらなる利便性の向上を図る。 なお、社協が提供する福祉サービスの向上を図る中においても、万が一の苦情解決のため、規程を制定し、苦情申出窓口、第三者委員を設置し、解決のための客観性を確保する。 こうした利用者へのサービス向上とともに、職員を各種研修に参加させ、職員の接遇研修も実施する。 災害等の危機事象毎に危機管理マニュアルを策定しており、有事の際には対応できるよう職員で共有している。 また、消防計画に沿って、消火訓練や避難訓練も行っており、当館の利用者にも参加を促している。 年に一回消防・防火設備の点検を行っている。	各事業の実施については、社協広報紙・ホームページ・ソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS)及び市広報誌へ掲載し、施設利用を促進するように努める。また、開館時間や利用料金については、ふれあいプラザ条例及び同条例施行規則により適切に運営・徴収する。 施設の運営状況等については、当社協の理事、評議員として、住民代表である各自治会役員が就任し、理事会、評議員会の場にて、毎年、慎重に審議していただく。 専任職員を適材適所に配置することにより、管理運営業務及び自主事業の両立を図り、施設の効果的活用に努める。	管理経費については、提案されている指定管理料を年間の執行計画に基づき適正に算定し、特に経常経費は利用者へのサービス低下を招かない範囲で、エコオフィス期間の設定など削減に努める。	施設内の巡視を常時行い、危険箇所及び不良箇所を早期に発見し、市へ報告するとともに、修繕等の対応を行うなど、利用者の安全確保に努めながら施設の適切な維持管理を図る。 また、不審者侵入、火災、災害時万一の利用者の事故等の災害・緊急時における対応、体制についてのマニュアルや、消防計画について、活用と見直しを行う。	【職員配置】 事務局長1名、子育て支援・ファミリーサポート事業担当職員15名及び地域福祉担当職員16名を配置し、十分な職員体制で事業を行う。 また、施設運営及び事業推進に必要な社会福祉士、保育士等の有資格者を確保し、施設管理について従事する総務担当職員5名を配置する。 【職員研修計画】 府社協をはじめ関係機関が開催する研修や講習会に、職員を計画的に参加させるとともに、人権研修等、独自の研修を実施するとともに、「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証を受ける中で、職員の資質向上を図る。 【個人情報保護】 「個人情報保護規程」及び「コンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」を制定し、平成17年4月1日から施行している。また、規程の施行に合わせ、個人情報に関する方針(プライバシーポリシー)を定め、館内に掲示し利用者への広報に努める。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行にともない、「個人情報の適正な取扱いについて」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を新たに制定し、特定個人情報等の適正な取扱いの確保に努める。 事務局長を個人情報保護管理者とし、適正な管理対策を行うため、職員に対する指導を随時行うとともに、定期的に管理体制の評価を行う。	【環境保全に対する取り組み】 エネルギー使用量削減のため、昼休みの消灯、廊下の間引き点灯、エアコンの適切な温度管理を実施。 また、亀岡市へ四半期ごとに環境マネジメント(温室効果ガスの排出量や施設のエネルギー使用量等)に係る調書の提出をしており、電力使用量について常に把握できるため、使用量の削減に努める。 【地域振興への寄与】 令和6年度7月1日現在の新規採用職員は10名(臨時職員含む)となっており、いずれも亀岡市在住の者であり、積極的な地元雇用に努め、地域振興に寄与している。

令和6年9月20日受理(郵送)

近 都 保 第 6 号

令和6年(2024年)9月18日

会 員 各 市
市 議 会 議 長 様

近畿都市国民健康保険者協議会

会長 八幡市長 川田 翔子

(公印省略)

令和6年度国民健康保険に関する要望書について

時下、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、近畿都市国民健康保険者協議会
第78回総会において、国に対する要望事項として決議いたしました。

この要望書をもって、国の関係機関に要望するとともに、近畿選出の国会議員等にも送付いたしました。

貴職におかれましても要望趣旨をご理解いただき、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国民健康保険に関する要望書

令和6年度

近畿都市国民健康保険者協議会

会長 八幡市長 川 田 翔



要 望 書

国民健康保険の保険者におきましては、日頃から制度の円滑な運営と財政の健全化に懸命に取り組んでいるところです。

しかし、国民健康保険は高齢者や低所得者の占める割合が高く、他の医療保険に比べて財政的基盤が脆弱であるという構造上の問題を抱えています。

さらに、近年の急激な高齢化の進展などに伴う医療費の増大と、これに伴う保険料負担の増大など、国民健康保険事業の運営は極めて危機的な状況に陥っています。

近畿都市国民健康保険者協議会では、第78回総会において各保険者が国民健康保険事業の現下の問題点を検討し、事業の円滑な運営と健全な財政を確立するための要望事項について協議した結果、次のとおり決議いたしました。

国におかれましては、これらの決議事項について格別のご高配を賜り、早期に実現していただきますよう本協議会の総意をもってここに要望します。

決 議 事 項

- 1 被保険者の保険料負担軽減のための国民健康保険事業の安定運営に資する公費投入の拡充について
- 2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化（保険証の廃止）に向けて、円滑な移行を図るための対策について
- 3 子ども均等割の軽減の拡充について
- 4 国民健康保険料（税）の法定減額制度における軽減判定所得の算定について
- 5 療養費（柔道整復・あん摩マッサージ・はりきゅう）の不正請求防止対策等及び資格取得の厳格化について
- 6 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の還付加算金の取扱いについて

決 議

1 被保険者の保険料負担軽減のための国民健康保険事業の安定運営に資する公費投入の拡充について

国民健康保険は低所得者や高齢者の加入者が多く、年々1人あたりの医療費が増加する一方、所得水準が低く被保険者の保険料の負担が大きいという構造的な課題を抱えている状況のなか、保険料（税）への影響が非常に大きくなっています。

また、医療費が増加する傾向は変わらない中で社会保険適用拡大により比較的保険料の負担能力がある階層の被保険者が国民健康保険から脱退し、賦課総額及び保険料収納額が減少しています。

特に令和4年10月の改正では、士業への社会保険適用により高所得層の被保険者が国民健康保険から脱退したことも重なり、国民健康保険が抱える構造的な問題がますます顕著になっています。

団塊の世代の後期高齢者への移行に伴う後期高齢者支援金も増加し、社会的に経済状況も厳しい中、必要な財源を確保するために保険料の値上げを実施しても滞納者が増え、保険者は赤字を抱えてしまいます。

令和4年度からは未就学児の均等割保険料を5割軽減する制度が開始されていますが、対象年齢を広げるなど更なる支援の必要性も高まっています。

今後も、国民健康保険制度を持続・堅持し、被保険者が安心して医療を受けられるよう安定した国保財政を運営するために、国民健康保険財政がひっ迫しないような措置を講じていただきたく、更なる公費の投入を要望します。

2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化（保険証の廃止）に向けて、円滑な移行を図るための対策について

令和5年6月9日「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年12月2日に従来の紙の健康保険証を廃止し、「マイナ保険証」としてマイナンバーカードに一体化することが決定されました。

これに伴い、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない者については、保険者が発行する資格確認書を窓口で提示することで現物給付を受けることになるとともに、国民健康保険における短期被保険者証及び資格証明書については廃止され、保険者が対象者に対して「特別療養費の支給に変更する旨の事前通知」をする仕組みが導入されることとなっています。

つきましては、資格確認書の発行事務の円滑な執行に必要な措置を講ずるとともに、保険者において追加的な費用負担が生じないように必要な支援を行われることを要望します。

また、滞納者の納付能力に配慮し、短期被保険者証に準ずる運用が引き続き尊重されることを要望します。

なお、健康保険証、短期被保険者証及び資格証明書の廃止に伴う法令運用等の検討に際して、患者・国民、医療・介護現場、保険者などの声・実態を広く聴取しつつ、運用上十分に配慮されることを強く要望します。

3 子ども均等割の軽減の拡充について

国においては令和4年度から、子育て世帯への経済的負担を軽減するため、未就学児に係る国民健康保険料（税）の均等割を公費により5割軽減する措置が導入されました。

均等割は子どもが多いほど国民健康保険料（税）の額が高くなり、子育て支援に逆行します。

未就学児に限定せず、国制度に係る軽減措置を拡充し、実質的な負担をゼロとするため当該年度の国民健康保険料（税）の賦課期日現在で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、賦課期日の翌日以降に生まれた者に係る国民健康保険料（税）の均等割全額の軽減措置を導入されるよう要望します。

令和6年度から国は地方単独事業に係る財政負担の減額措置について、地方における子育て支援等の取組を阻害しないよう、18歳未満までの子どもに係る減額措置を廃止されると確認しており、整合を図られるべきと考えます。

4 国民健康保険料（税）の法定減額制度における軽減判定所得の算定について

国民健康保険料（税）の所得割算定所得は、「基礎控除後の総所得金額等」となっていますが、法定減額制度における軽減判定所得の算定に際しては、青色事業専従者給与及び事業専従者控除を必要経費として算入しないこととなっているため、所得割算定所得と軽減判定所得の算定にあたって、青色事業専従者給与及び事業専従者控除の取扱いが異なるものとなっています。

また、軽減判定所得の算定にあたっては、①軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があること、②国民健康保険において、確定申告上とは別に軽減判定用繰越損失額を管理していくことが厚生労働省から示されています。

しかしながら、多くの保険者においては、国保軽減判定用の繰越損失額の算定及び管理については、非常に複雑な税データの編集等を伴うことから、現実的には、継続的な管理を行うための事務負担が大きくなっています。

あわせて、被保険者にとっては、本人の知る由のない軽減判定用繰越損失額によって、本人申告によらずに保険料（税）が決定されることになることから、被保険者からの理解が得られにくいものとなっています。

更に、転入により被保険者となった者は、マイナンバーによる所得照会を行いますが、この場合、申告区分は所得データとして管理されておきませんので、軽減判定用繰越損失額が生じる可能性のある者は、青または白のいずれの申告区分であるかを転入元市町村へ照会する必要があるため、転入元から軽減判定用繰越損失額の情報を引き継ぐことは困難を極めます。

本件については、厚生労働省が平成30年度及び平成31年度税制改正要望として、本件に係る政令改正案を示されておりましたが、結果として、当該案での政令改正については、「制度面及び法制面で課題がある。」として改正が見送られました。

つきましては、軽減判定所得の算定基準について、被保険者にも分かりやすく、また、保険者にとって過度の事務負担とならない現実的な制度運用を可能とするため、所得割算定所得と同様、青色事業専従者給与及び事業専従者控除を経費として認められるよう、制度及び法制面の改正が早期になされることを強く要望します。

5 療養費（柔道整復・あん摩マッサージ・はりきゅう）の不正請求防止対策等及び資格取得の厳格化について

現在療養費の適正化事業を実施していますが、事業所からの支給申請には、依然不正請求の疑いが多く、多額の不正請求事件も明るみに出ております。

しかしながら、不正請求の疑いが高い事例を、通達に従い近畿厚生局に情報提供しても、対応の指示もなくそれ以降報告もない状態です。

原因は、担当範囲の広さと担当者の人数不足であると考えられるので、手が回らないのであれば、ペナルティを設定する等して保険適用にかかる保険者の指導権限を強化していただきたい。

現状、保険者には事業所に対する調査権もなく、不正請求を事件とするには半年以上かかり、そのころには多額の療養費を事業所に支給していることになり、保険者として限界を感じているところです。

また、療養費を支給するに当たり、あん摩マッサージ・はりきゅうに関して新制度が発布（平成30年6月12日保発0612第2号）されましたが、医科の療養の給付と比較すると、支給すれば確定と法文に記載されているのに過誤返戻を明文化しておらず、全国的に支払うまでの期間が医科よりも一月早い現状です。

請求から支給までの流れを医科と同様の期間で実施してよいとなりましたが、適正化を図るためにも、過誤返戻と支給までの期間延長を全国的に一律実施できるよう、明文化していただきたい。

柔道整復・あん摩マッサージ・はりきゅうの広告・表示に関する検討会が開催されておりますが、規制なき緩和は、被保険者に不利益をもたらしますので、法に照らし万人が異なる理解をもたぬよう、厳しくガイドラインを策定していただきたい。

更に、インターネットが情報収集の要となっている今、ウェブサイト

への記載や広告も、ガイドラインから外れることのないよう規制していただきたい。

また、無資格者が有資格者と同等の如く営業できる社会こそ見直されるべきであり、無資格者が人の体に触れて慰安目的の施術をすることの健康被害についても判決が出ていることもあり、厳格に規制されるべきであります。

以上、住民に不利益をもたらすことなく、且つ、本人が納付した保険料(税)金と公費が有効に運用されるために、療養費の不正請求の防止に関して、厳しく対策をとっていただくよう強く要望します。

6 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の還付加算金の取扱いについて

国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の還付加算金の額について、現行の制度では、当該還付加算金の原因となる還付金が、保険料（税）の納付後に本人が所得の減額申告を行ったことによって生じたものであったとしても、地方税法第17条の4第1項第1号の準用により、期間計算の始期を「納付又は納入日の翌日」として算定することとなっています。

また、国民健康保険の保険者においては、世帯主の届出が遅れたことにより遡及して資格を喪失させたことで生じる保険料（税）の還付に係る還付加算金についても、上記と同様の考え方で算定した額を支払っているところ です。

こうした現行制度のあり方は、適正に所得申告を行った被保険者や国民健康保険の資格喪失の届出を遅滞無く行った者の立場から見ると、意図的に届出を遅らせた者等に対して還付加算金が支払われる仕組みとなっており、著しく公平性を欠くものであると考えます。

国民健康保険料（税）等に係る還付加算金の額の計算の始期については、従来、全国の多くの自治体で、地方税法第17条の4第1項第1号を準用すべきところを解釈を誤って同項3号を準用していたため、還付加算金の支払いに不足が生じていることが報道されたことに端を発し、各自治体において取扱いを改めたところです。

しかしながら、国民健康保険における資格喪失の届出の遅滞など、保険者に帰責事由がない場合において、地方税法第17条の4第1項第1号を準用することは、適切に届出等を行った者との公平性を欠く不適切な取扱いであると考えするため、平成27年度以降の市民税に準じた取扱いが可能となるよう法改正等を要望します。

第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画

－素案の概要－

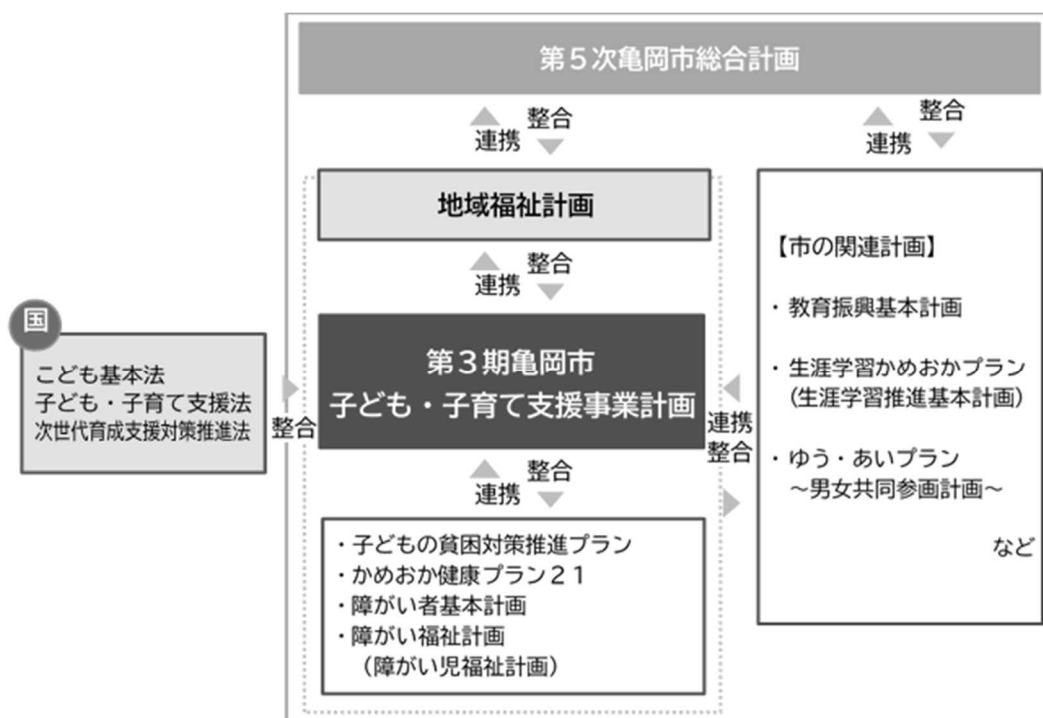
1 計画策定の趣旨

本市においては、令和2（2020）年3月に「第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭について、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援を行うとともに、一人ひとりの子どもが安全・安心で健やかに成長することができる環境を整備し、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

また、子どもや子育てをめぐる厳しい環境などの課題解決に向けた子育て支援対策を加速的に進めていくため、第5次亀岡市総合計画で掲げる、めざす都市像「人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡」実現に向け、令和4（2022）年8月に“子ども”と“子育てを頑張る人”を本気で応援する「子どもファースト」を宣言し、各種施策に取り組みながら、子どもたちの笑顔があふれる、子育てにやさしいまちづくりを推進しています。

第2期計画が令和6（2024）年度末をもって終了することから、第2期計画を検証するとともに、これまで取り組んできた施策を引き継ぐだけでなく、子どもや子育て家庭を取り巻く近年の社会変化や国の動向等に対応する中で、子どもファースト宣言の理念を踏まえた「第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ



3 計画の期間 令和7(2025)年度から令和11(2029)年度まで(5年間)

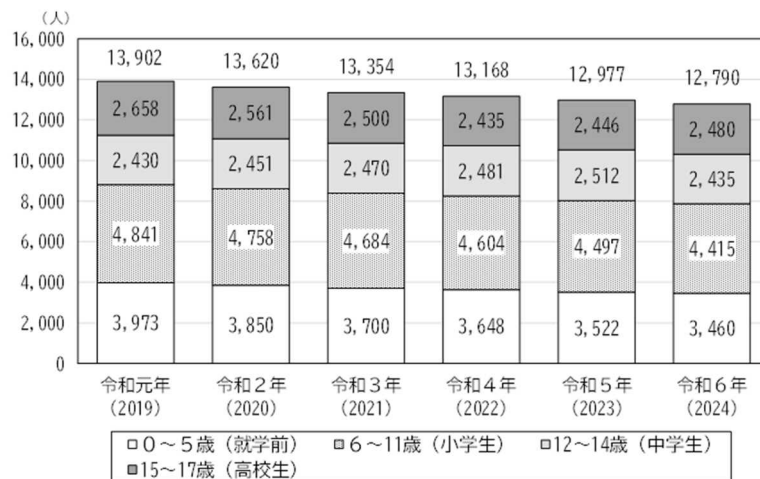
※計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

- ・ 亀岡市子ども・子育て会議の開催
- ・ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査(令和6年3月実施)
- ・ 子どもへの意見聴取(令和6年9月実施)
- ・ パブリックコメントの実施(令和6年12月下旬から1か月間程度)
- ・ 計画策定(令和7年3月末)

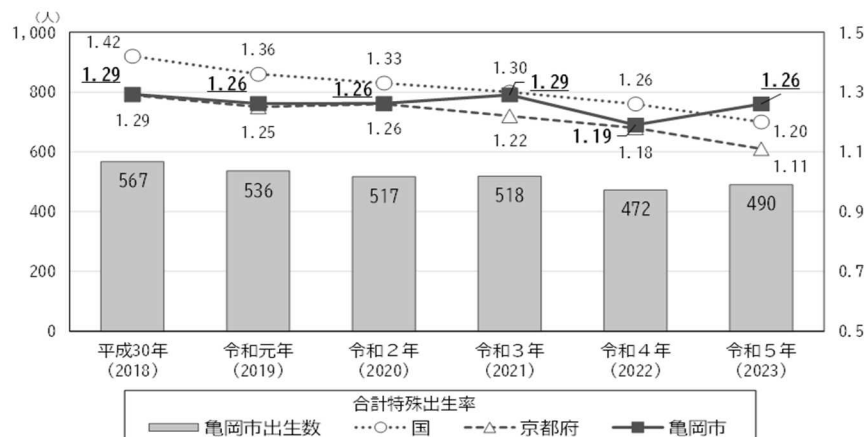
5 子どもの人口動態

➤ 子ども人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

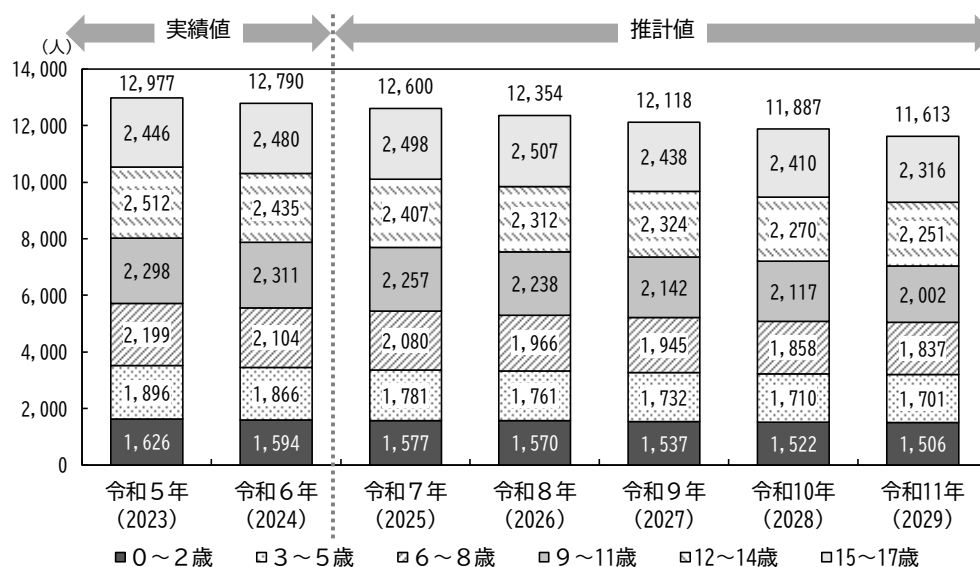
➤ 出生の動向



※合計特殊出生率は、算出対象とする出生数の期間や女性数の年次の取り方、利用する統計資料によって、国、市町村等で公表している数値が異なる場合がある。

資料：(国・京都府)人口動態統計、(亀岡市)出生数・女性人口により独自算出、出生数：人口動態統計

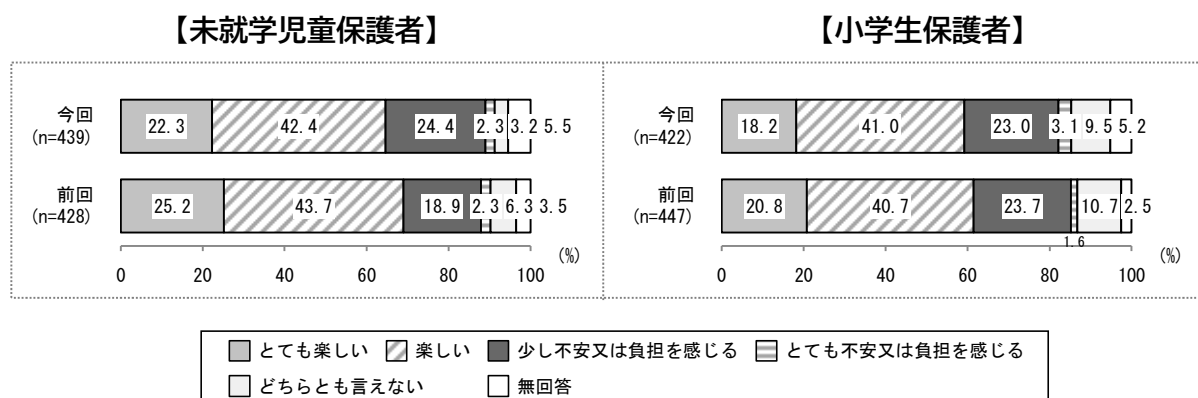
➤ 将来の子ども人口



6 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

➤ 子育ての楽しさ

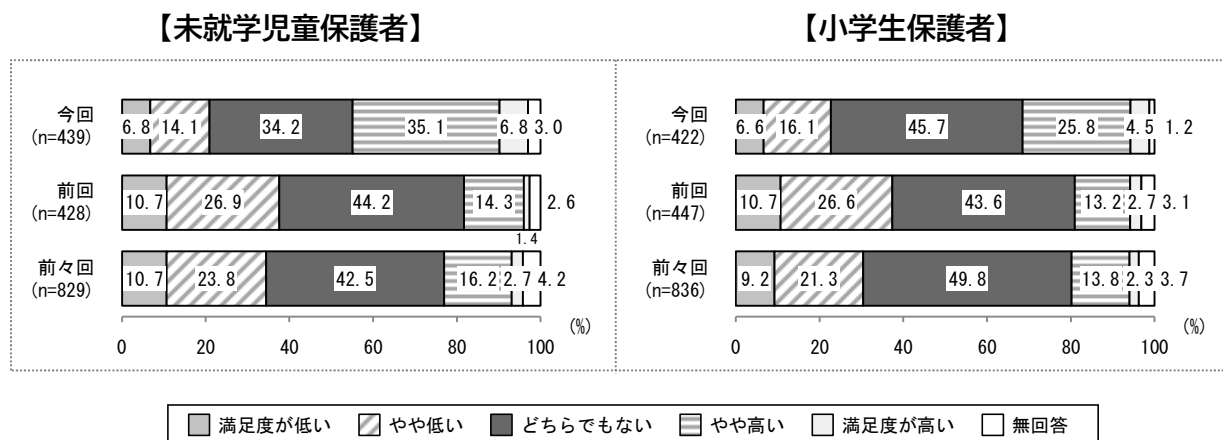
子育てに対する気持ちについては、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』が大半を占めているものの、前回調査と比較すると、『不安・負担を感じる』がやや高くなっています。



※前回調査：平成 30（2018）年調査、前々回調査：平成 25（2013）年調査

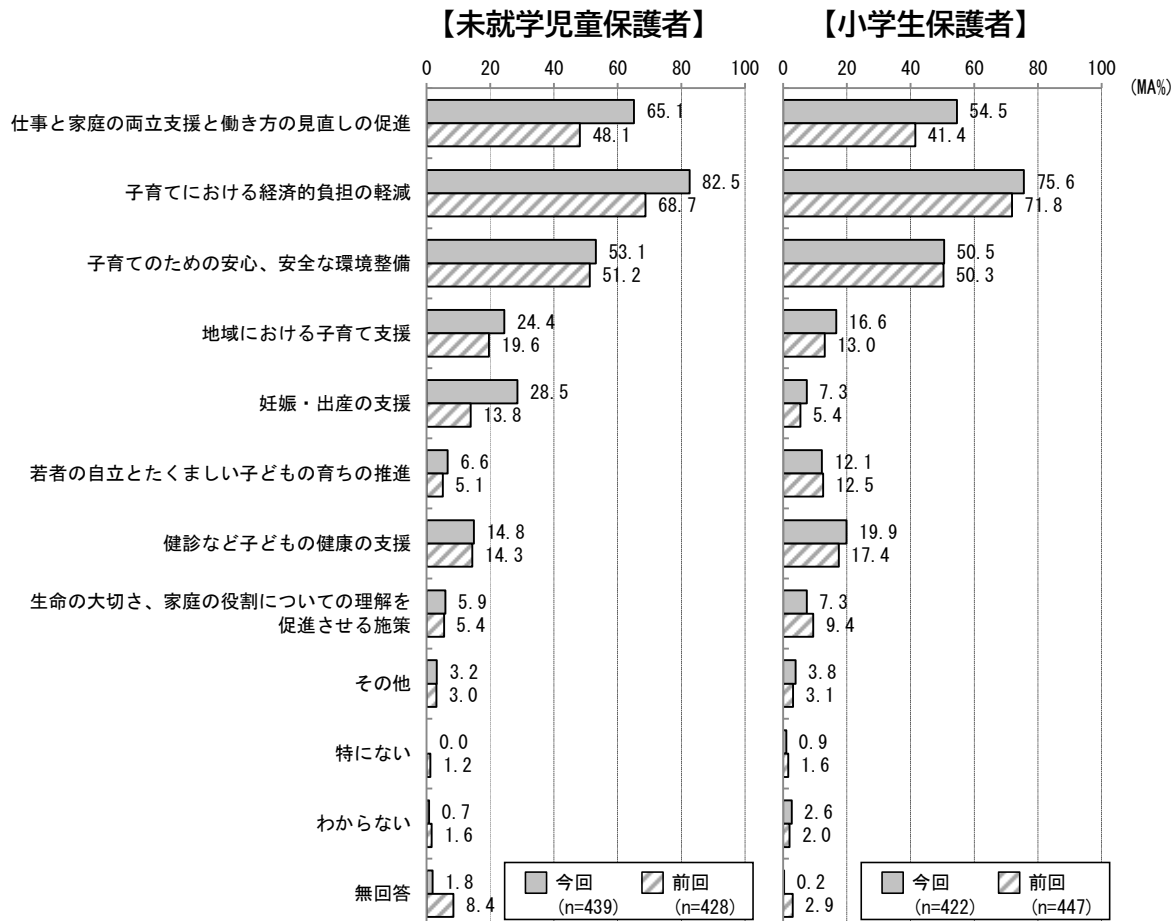
➤ 地域における子育ての環境や支援の満足度

子育ての環境や支援への満足度については、「満足度が高い」と「やや高い」を合わせた『高い』が、前回調査、前々回調査と比較すると高くなっています。



➤ 望ましい子育て支援施策

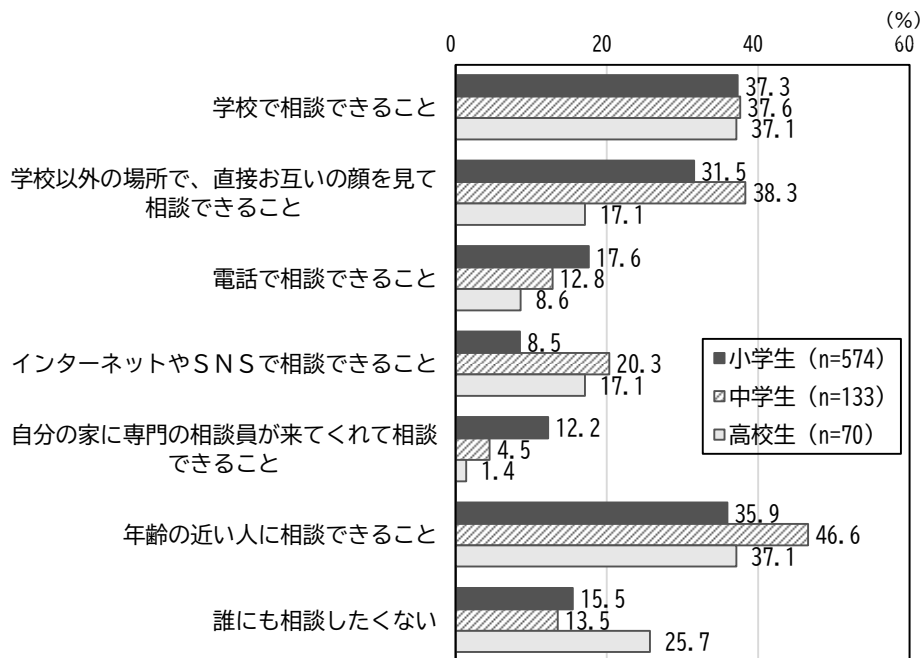
子育て支援施策に望むことについては、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も多く、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」となっています。また、ともに前回調査と比べても高くなっています。



7 子どもへの意見聴取の概要

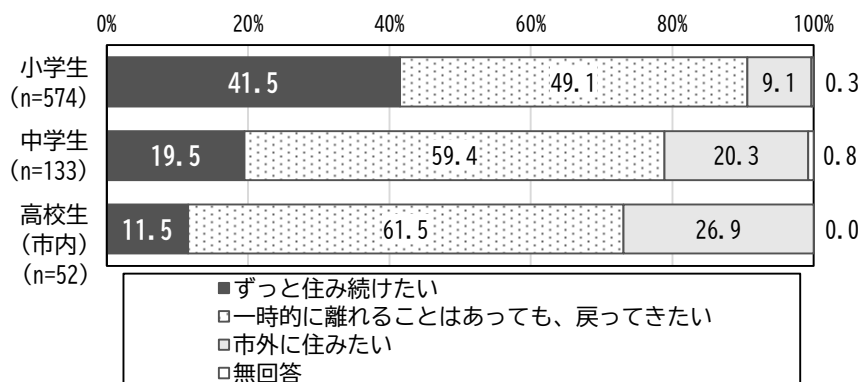
➤ 困っていることや悩みごとがあるときの相談方法

困っていることや悩みごとがあるときの相談方法では、小学生では「学校で相談できること」、中学生では「年齢の近い人に相談できること」が最も高くなっており、年代によって相談先に求めることが違い、また、高校生では「誰にも相談したくない」が2割を超えて高くなっています。



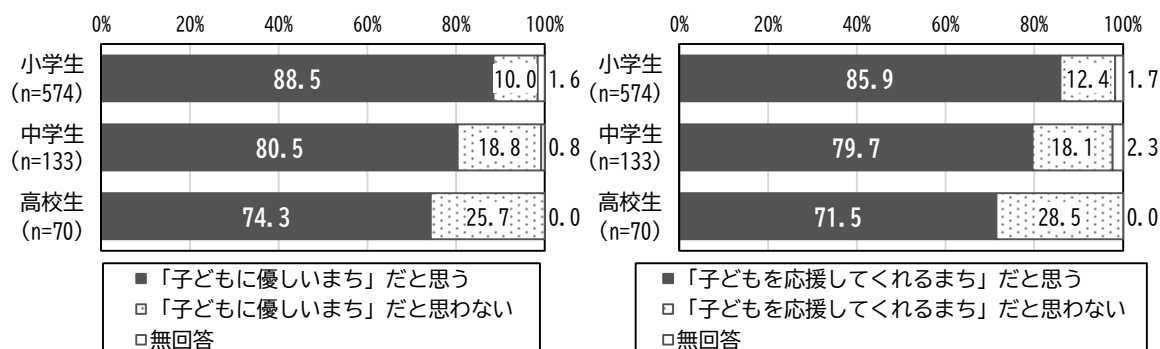
➤ 亀岡市への定住意向

亀岡市への定住意向では、年齢が低いほど「ずっと住み続けたい」の割合が高くなっており、小学生では4割を超えています。また、「一時的に離れることはあっても、戻ってきたい」と合わせた『亀岡市に住みたい』の割合は、小学生では約9割、中学生では約8割、高校生(市内居住者)では約7割となっています。



➤ 亀岡市への評価

「子どもファースト」宣言に掲げる“子どもに優しいまち”、“子どもを応援してくれるまち”としての評価は、小学生・中学生・高校生ともに、“子どもに優しいまち”の評価が高くなっています。また、どちらも年代が高くなるほど割合がやや小さくなっているものの、小学生では9割近く、中学生では約8割、高校生では7割程度が“子どもに優しいまち”、“子どもを応援してくれるまち”と評価しています。



8 計画の構成

- 第1章 計画策定の概要
- 第2章 亀岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 目標実現のための施策の展開
- 第5章 子ども・子育て支援事業計画
- 第6章 計画の推進体制

9 施策の体系

基本理念 すべての子どもたちが光り輝く 笑顔あふれるまち

基本目標1 **地域ぐるみで子育てを支援する**

- ・ 地域における子育て支援体制の充実
- ・ 子育てに関する各種情報の提供、相談体制の充実

基本目標2 **子どもの健やかな成長を支援する**

- ・ 子どもや家族の健康の確保
- ・ 妊娠期からの切れ目のないライフステージを通じた支援の推進

基本目標3 **子どもの学びを支援する**

- ・ 子どもの個性を大切にした教育の充実
- ・ 家庭や地域の教育力の向上
- ・ 次代の親の育成支援

基本目標4 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり

- ・子育てを支援する生活環境の整備
- ・安全・安心な子どものあそびば・居場所づくりの支援

基本目標5 仕事と子育ての両立を支援する

- ・働き方の見直しに向けた広報・啓発などの推進
- ・保育所(園)・こども園などの整備・充実
- ・多様な保育サービス提供体制の確保

基本目標6 子どもを大切にすまちづくり

- ・すべての子どもの権利と育ちを応援するまちづくりの推進
- ・児童虐待・ヤングケアラーの発生予防、早期発見・対応、自立支援
- ・配慮が必要な子どもや家庭への支援

10 子ども・子育て支援事業計画

- 教育・保育 幼稚園、保育所(園)、認定こども園事業
- 地域子ども・子育て支援事業 **新規6事業**(下記のとおり)・継続14事業
- 幼児期の教育・保育の一体的提供
- 子育てのための施設等利用給付

<新規事業>

① 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭をヘルパーが訪問し、家事、育児などの支援を行う事業です。

事業の本格実施を見据え、必要な資源開拓を行うとともに、本事業の利用が望まれる潜在的な内容も含めたニーズ量の把握を行うため、令和6(2024)年度からパイロット事業として実施しています。

(今後の方向性)

近隣自治体の実施状況や既存の類似事業を整理し、実施方法を検討していくとともに、令和9(2027)年度以降の事業本格実施を見据え、関係団体との連携による資源確保や、潜在ニーズの把握に取り組みます。支援を必要とする家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家庭や養育環境を整えることにより虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取組を推進します。

② 児童育成支援拠点事業

虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、養育環境等に課題を抱える児童等の居場所を作り、児童等とその家庭が抱える多様な課題に応じて関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童等の状況に応じた支援を包括的に実施するための取組を検討します。

(今後の方向性)

近隣自治体の実施状況や既存の類似事業との連携の中で、地域資源の把握や事業の実施方法を検討していきます。

③ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

(今後の方向性)

近隣自治体の実施状況や既存の類似事業との連携の中で、地域資源の把握や事業の実施方法を検討していきます。

④ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかに育児できるよう、医療機関等と連携を図りながら支援しています。

(今後の方向性)

医療機関や助産所での宿泊や日帰り、または自宅への訪問を通じて、安心して子育てができるように支援をします。近隣自治体の実施状況や既存の類似事業を整理し、事業を展開していきます。

⑤ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。経済的支援と合わせた伴走型相談支援を実施し、妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊婦や児の健康状態や養育環境を確認しています。

(今後の方向性)

経済的支援と合わせた伴走型相談支援を実施し、妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊婦や児の健康状態や養育環境を確認するとともに、こども家庭センターを中心として個々の状況に寄り添った支援へとつなげていきます。

⑥ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、内閣府令で定める月一定時間までの利用枠の範囲内で、満3歳未満の小学校就学前子どもが保育所(園)や幼稚園などの施設に通園し、遊びや生活の場を利用するとともに、保護者が子育てについての情報や助言等を受ける制度です。

令和8（2026）年度から全自治体での実施が開始される予定ですが、月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能とされています（令和8・9（2026・2027）年度の2年間の経過措置）。

(今後の方向性)

本事業の実施に際しては、保育士の確保が必要不可欠であることから、事業実施に向けた人材の確保を図るとともに、試行実施自治体や近隣自治体の実施状況や既存の類似事業を整理し、実施方法を検討していきます。

令和6年12月16日

環境市民厚生常任委員会

— 提出資料 —

資料1 リユースサービス「おいくら」との連携について

環境先進都市推進部

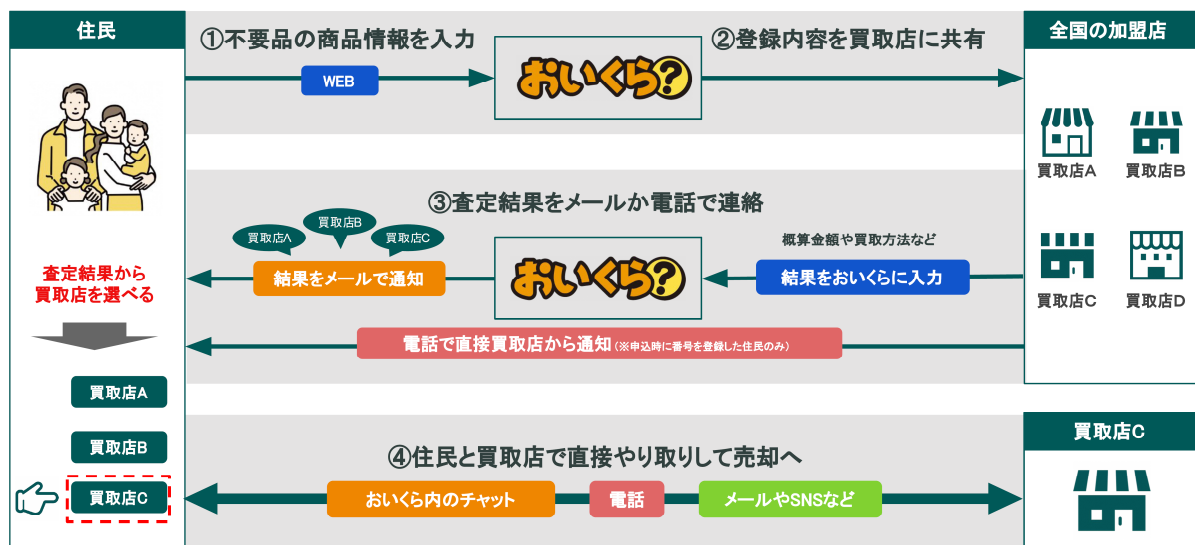
リユースサービス「おいくら」との連携について

2024.12.16

資源循環推進課

リユース品の売り手と買い手をつなぐマッチングプラットフォーム「おいくら」と連携したリユースの促進を図ります。

- 1 事業概要 インターネットを通じてリユース品の買取及び販売を行う、市民と買い手をつなぐマッチングプラットフォーム



(イメージ)

- 2 事業効果 【自治体】廃棄物処理費の削減、廃棄物の受入れ業務の軽減、リユース意識の向上等
【市民】廃棄物処分費用の削減、運搬等の負担軽減等
- 3 必要経費 亀岡市負担なし
- 4 協定締結日 令和6年12月(予定)
※先方の意向により、協定締結式は執り行いません。
- 5 その他 「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズは、東京都中央区に本社を構え、ネット型リユース事業やメディア事業などを行う東証プライム上場企業です。現在、200を超える自治体と連携されています。

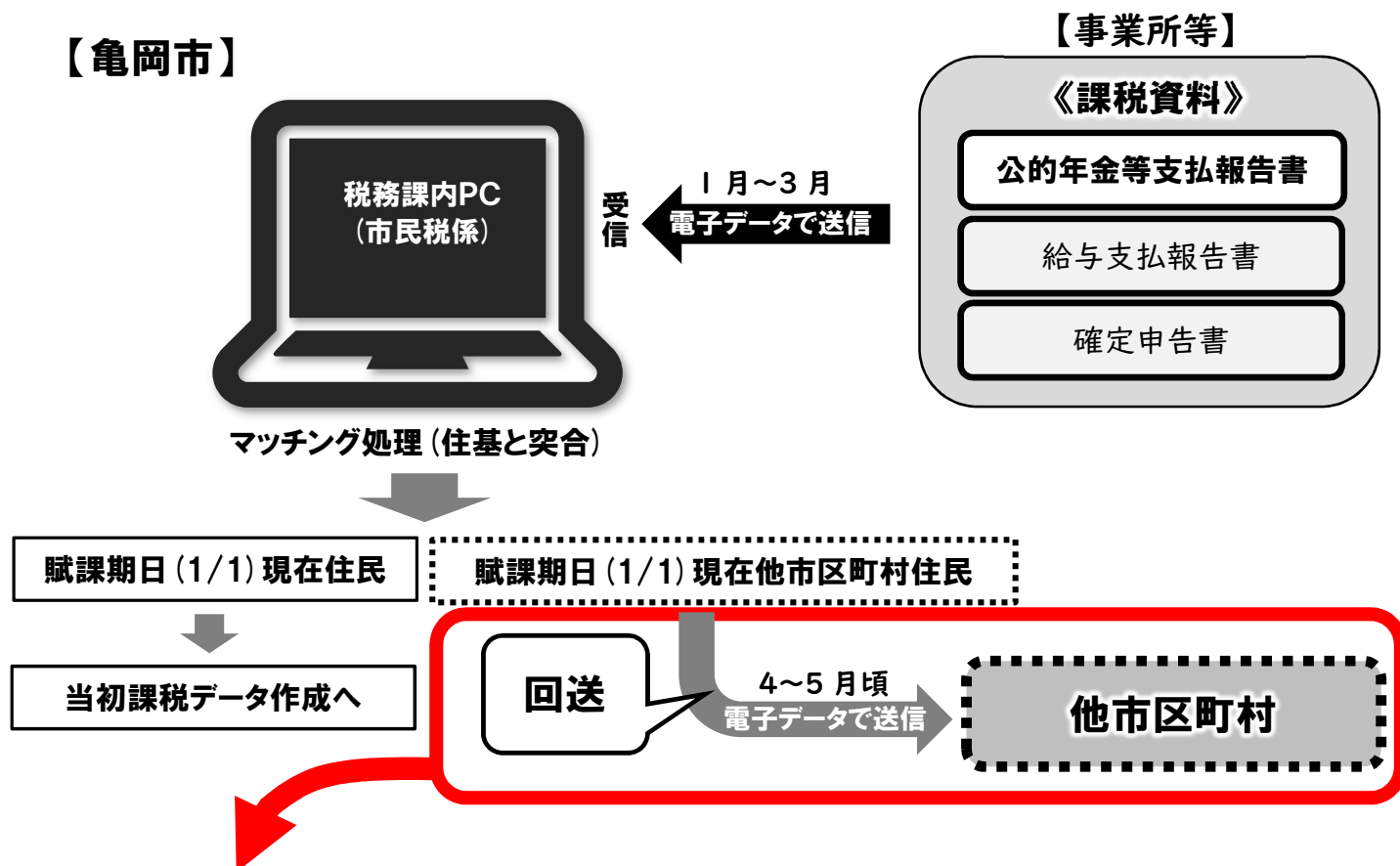
行政報告資料

市民生活部税務課

令和6年12月

経 過

(課税資料の取り扱い)



今回、「公的年金等支払報告書」全76,844件の内、回送分90件の処理が漏れる

【経過】

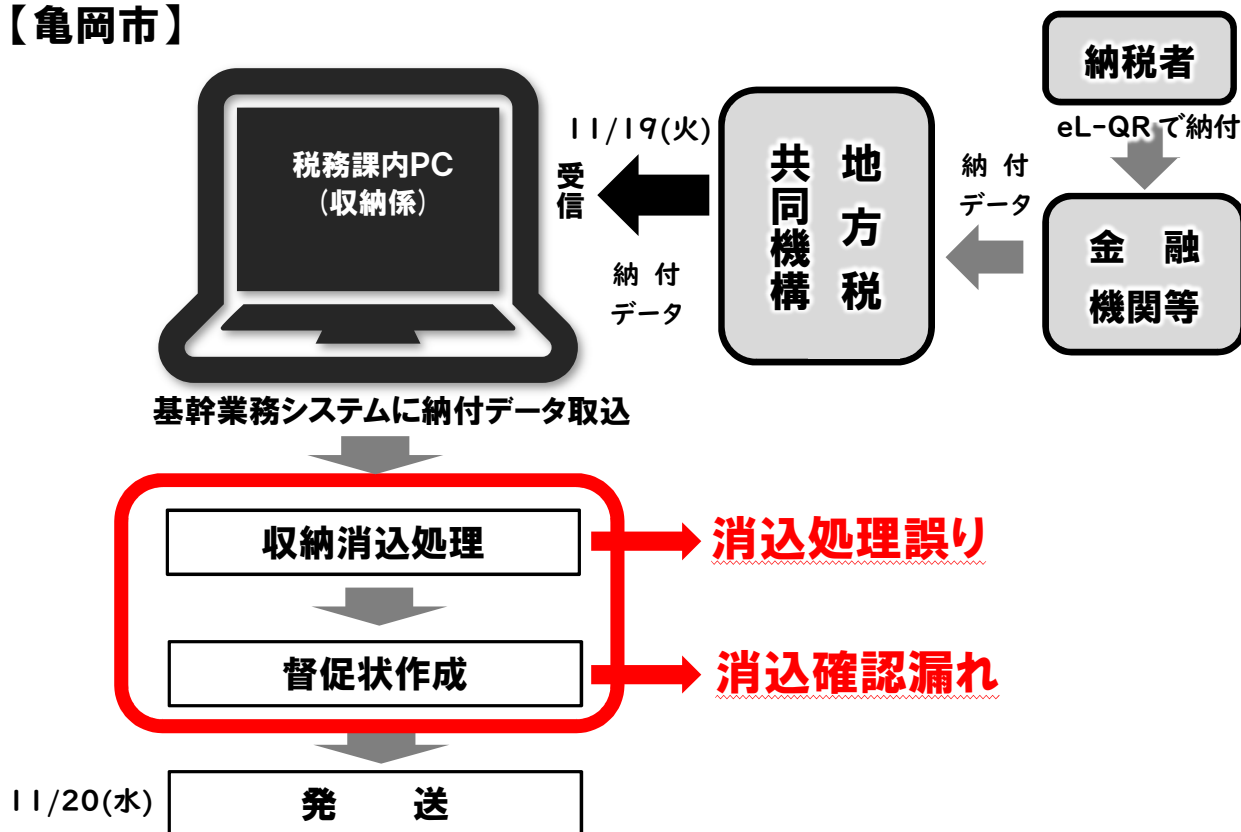
- 4～5月 公的年金等支払報告書の他市区町村への回送90件が漏れる。
- 8月28日(水) 回送漏れが判明。直ちに該当市区町村に回送。
回送先市区町村に連絡し、対応の連携を確認。
- 11月14日(木) 「住所地特例」による本市の介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険の利用者への影響が判明。影響等を調査。
★対象者に対し謝罪と今後の対応について連絡。

【影響等】

- 回送漏れ件数 公的年金等支払報告書全76,844件の内90名分
★90名分のうち、今回所得額等に影響が生じたもの9名分
- 回送先市区町村 39市区町村(90名分)
・内、所得額等影響自治体 7市町(9名分)
- 影響 ・住民税9名 ・国民健康保険1名 ・後期高齢者医療保険1名
・介護保険7名

経 過 (収納事務)

【亀岡市】



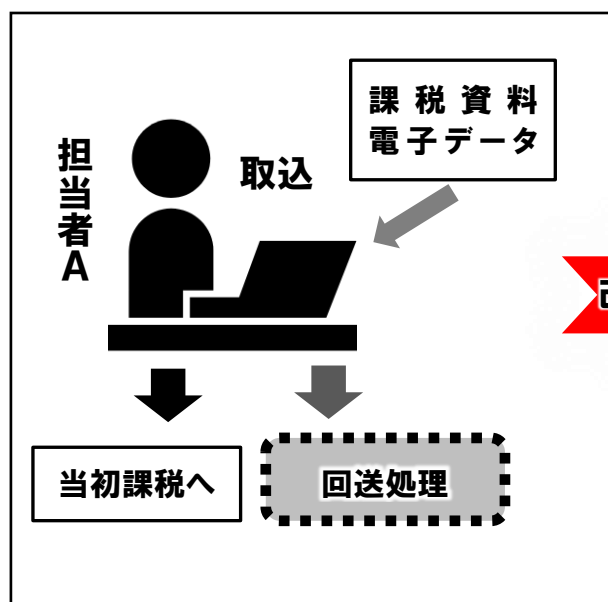
【経過】

- 11月19日(火) 収納消込処理の誤り及び消込確認の漏れ
- 11月20日(水) 督促状発送
- 11月22日(金) 14:00頃 督促状213件の誤送付が判明
18:00～ 対象者に電話で謝罪連絡
- 11月23日(土) 10:00～ 対象者に電話で謝罪連絡
電話番号不明、電話不在の方に速達で文書を送付

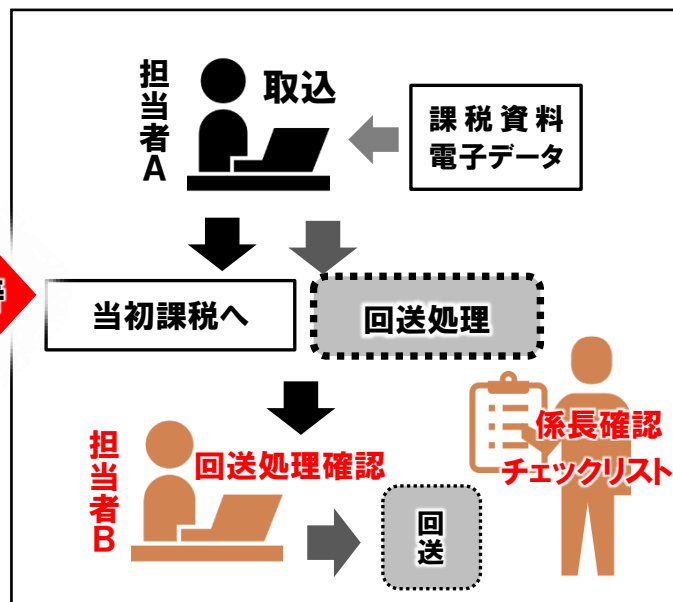
【影響等】

- 誤送付件数
 - ・市府民税(第3期分) 211件
 - ・固定資産税(第3期分) 2件
 - 計213件

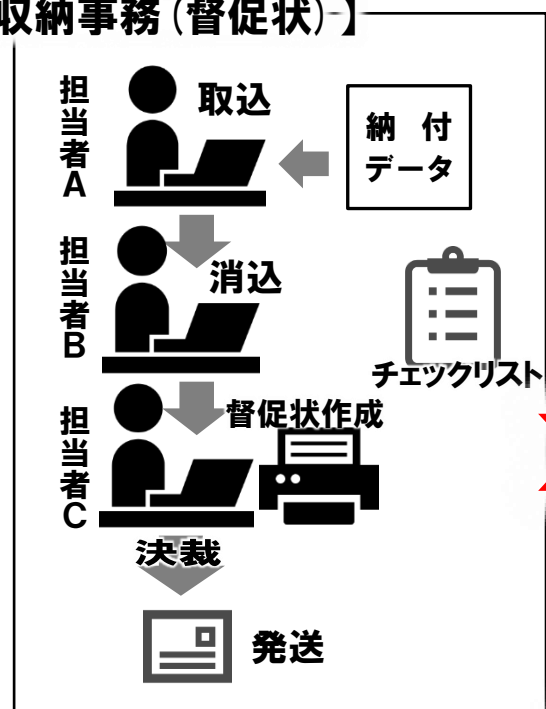
【課税資料取り扱い(回送)-】



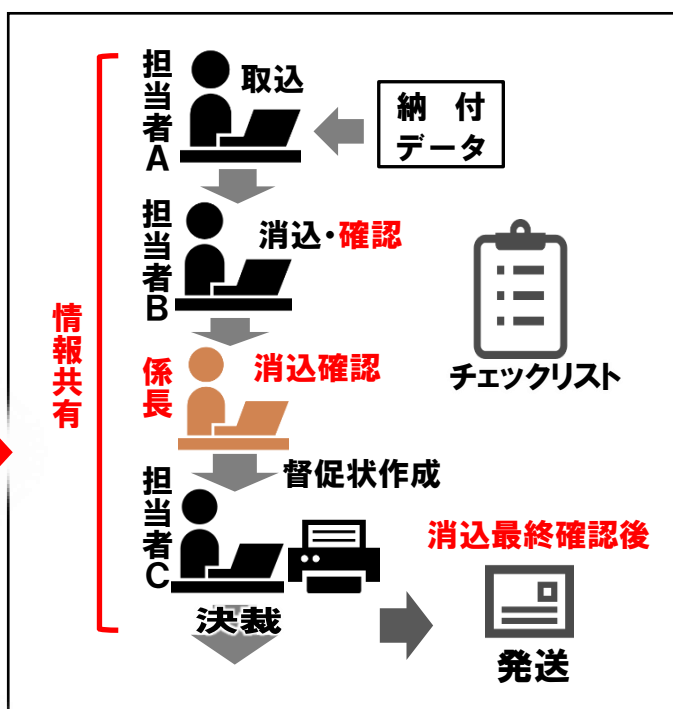
改善



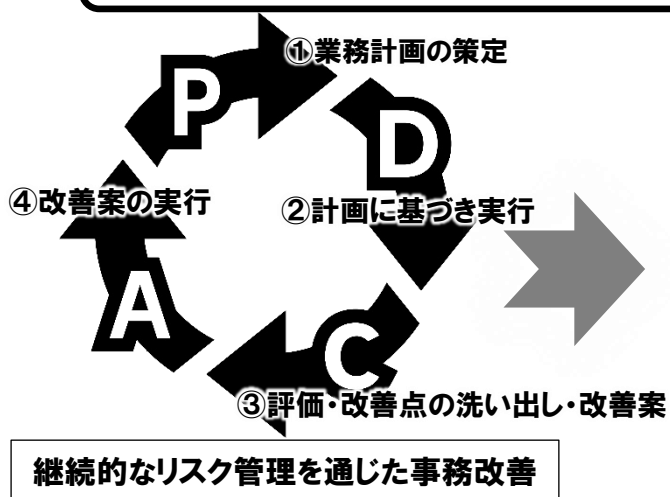
【収納事務(督促状)-】



改善



税務課各係、全ての業務の点検



誤りのない適正な課税・収納
⇒ 市民サービスの向上

職員のモチベーションアップ、
市民の信頼回復